

指定介護機関の手引

- 生活保護法
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶
者の自立の支援に関する法律

盛岡市保健福祉部 生活福祉第一課 給付担当

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸3番46号

電話 019-613-8412

FAX 019-625-5023

e-mail seikatuhukusi@city.morioka.iwate.jp

令和6年9月改定

目 次

第1	生活保護制度のあらまし	1
1	生活保護の目的	
2	生活保護の種類	
3	保護の実施機関	
第2	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律のあらまし	3
1	支援給付の概要	
2	対象者	
3	支援給付の種類	
4	実施機関	
第3	介護機関の指定	4
1	指定の手続き	
2	提出先	
3	指定年月日	
4	指定の通知	
5	介護報酬の請求	
6	変更等の届書	
第4	指定介護機関の義務	6
1	介護担当義務	
2	介護報酬に関する義務	
3	指導等に従う義務	
4	届出の義務	
5	標示の義務	
第5	介護扶助制度の概要	7
1	介護扶助の給付	
2	介護扶助の対象者	
3	介護扶助の方法	
第6	生活保護法関係法令告示	9
	・生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定 による介護の方針及び介護の報酬	
	・指定介護機関介護担当規程	

【用語】

被保護者：生活保護法により生活保護を受けている者

被支援者：中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律により支援給付を受けている者

被保護者等：被保護者及び被支援者

国保連合会：岩手県国民健康保険団体連合会



盛岡市公式ホームページ内の指定介護機関に関するページです。
(広報 ID 1006444)

第 1 生活保護制度のあらまし

1 生活保護の目的

生活保護制度は、日本国憲法第25条の規定（すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。）に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とします。

生活保護法は、次のような基本原理・原則によってささえられています。

基本原理・原則		説 明
基 本 原 理	国家責任による 最低生活保障の原理 (法第1条)	生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
	無差別平等の原理 (法第2条)	すべての国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができる。
	最低生活保障の原理 (法第3条)	法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
	補足性の原理 (法第4条)	法による保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
基 本 原 則	申請保護の原則 (法第7条)	法による保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。
	基準及び程度の原則 (法第8条)	保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる。 その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない。
	必要即応の原則 (法第9条)	法による保護の決定及び実施については、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとする。
	世帯単位の原則 (法第10条)	法による保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

2 生活保護の種類（法第11条）

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類です。

3 保護の実施機関（法第19条）

都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長が保護の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し実施する義務を負っています。

第2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律のあらまし

1 支援給付の概要

支援給付制度は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により本邦に引き揚げることができず本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた、中国残留邦人等の置かれている事情にかんがみ、平成20年4月1日から実施されている生活保護制度とは異なる制度です。

支援給付は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項により、同法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされています。

2 対象者

- (1) 「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない者
- (2) 支援給付を受けている中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者
- (3) 支援給付に係る改正法施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際に生活保護を受けていた者

3 支援給付の種類（法第14条、同法施行令第20条）

生活、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の7種類です。

4 実施機関

都道府県知事、区長、市長及び福祉事務所を設置する町村の長が支援給付の実施機関となります。

第3 介護機関の指定

1 指定の手続き

被保護者等に介護扶助によるサービス提供を行うためには、介護保険法に基づく事業所の指定又は許可を受けていることに加え、生活保護法に基づく指定介護機関としての指定を受ける必要があります。

(1) みなし指定

平成26年7月1日以降に新たに介護保険法の規定による指定を受けた事業所は、同時に生活保護法に基づく指定介護機関の指定を受けたものとみなされますので、申請は不要です。ただし、生活保護法に基づく指定を受けない場合には、「指定を不要とする旨申出書」を市介護保険課に提出します。

(2) 次の事業所が生活保護法に基づく指定介護機関となるためには、申請が必要です。

ア 平成26年6月以前に介護保険法の規定による指定又は許可がなされた事業所

イ 平成26年7月以降に介護保険法の規定による指定又は許可がなされたが、別段の届出により、生活保護法に基づく指定を受けなかった事業所

2 提出先

〒020-8530 盛岡市内丸3番46号

盛岡市福祉事務所 生活福祉第一課 給付担当

電話 019-613-8412 (直通)

e-mail seikatuhukusi@city.morioka.iwate.jp

3 指定年月日

指定申請を受けた月の1日を指定年月日となります。原則として、遡って指定することはできません。

指定申請中の介護機関にあつては、指定決定の連絡を待って被保護者等に対する介護サービスの提供等を始めるようにしてください。

4 指定の通知

盛岡市庁舎の「盛岡市公告板」で告示するとともに、開設者（申請者）に通知します。

5 介護報酬の請求

国保連合会への介護報酬の請求は、指定通知及び介護券の到達以降に可能となります。

6 変更等の届書

事業所名称その他生活保護法施行規則で定める事項の変更等があったときは、次表のとおり、生活保護法による届出も必要となりますので、速やかに、上記2あてに提出を行ってください。

指定介護機関 申請届出一覧表

届出を要する事項		指定申請書・誓約書	廃止届	変更届	休止届	その他
(1) 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設 ^(注1) 、介護老人保健施設、居宅介護を行う者、居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が <u>新たに</u> 生活保護法等による指定を受ける場合		○ (※)				
既に指定介護機関である場合	・指定介護機関が現に指定を受けている事業とは別の事業を行おうとする場合 例：訪問介護を行っていた事業所が、現に行っている事業に加えて、通所介護を行おうとする場合	○ (※)				
	・事業者（開設者）が変更した場合 ^(注2) 例：A法人がB法人に吸収合併され、A法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合（A法人からの廃止届、B法人からの指定申請）	○ (※)	○ (※)			
	・次のいずれかの変更があった場合 所在地、名称、事業者（開設者）の主たる事務所所在地、事業者（開設者）の名称			○		
	・指定介護機関の開設者が死亡、あるいは失踪の宣告を受けた場合		○ (※)			
	・指定介護機関の開設者が業務を廃止した場合					
	・一時的に休止する場合				○	
	・休止した介護機関を再開した場合					再開届
	・介護保険法による指定の取消し処分を受けた場合					処分届 (※)
	・指定介護機関の指定を辞退する場合 ^(注3)					辞退届
表中に（※）がある届出は、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受け、併せて生活保護法等の指定介護機関とみなされた場合は不要です。 表中に（※）がない届出は、<u>介護保険法の届出のほかに、生活保護法等の届出が必要です。</u> 介護保険事業者番号が変更となる場合は、廃止届及び指定申請を提出してください。（変更届ではありません。） 様式は、盛岡市公式ホームページ（広報ID 1006444）からダウンロードしてください。						

（注1）特別養護老人ホームについて、介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設の指定があった場合には、指定介護機関の指定があったものとみなされますので、指定申請は不要です。

（注2）介護保険事業者番号が変わらない場合は原則として変更届を提出ください。ただし、法人Aと法人Bが合併して法人Cとなる場合、合併に伴う債権債務の承継や保険給付手続等に問題が生じる恐れがない場合には、事業者の希望に応じ、従前の番号の使用が認められることがあります。このような場合、法人Cの行う事業に対して新規指定が必要となりますので、法人A及び法人Bからの廃止届と法人Cから新規申請の書類を提出してください。

（注3）地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設は、指定介護機関の指定を辞退することはできません。ただし、介護保険法の規定により指定を辞退したときは、生活保護法等による指定の効力も失うこととなります。

第 4 指定介護機関の義務

1 介護担当義務

厚生労働大臣の定めた「指定介護機関介護担当規程」(P.10 参照)に従い、誠実かつ適切に被保護者の介護にあたらなければなりません。

2 介護報酬に関する義務

- (1) 介護に対する報酬は、生活保護法等による介護の報酬の規定に基づき、介護保険の例による所定の請求手続きにより請求してください。
- (2) 介護サービスの内容及び介護の報酬の請求について、市長の審査を受けなければなりません。
- (3) 市長の行う介護報酬額の決定に従わなければなりません。

3 指導等に従う義務

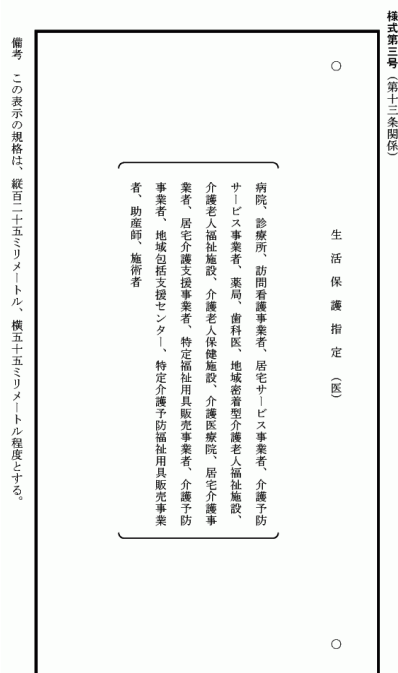
- (1) 被保護者等の介護について、市長の行う指導に従わなければなりません。
- (2) 厚生労働大臣又は市長が介護サービスの内容及び介護の報酬請求の適否を調査する必要があるときは、必要と認める事項の報告命令に従わなければなりません。
- (3) 厚生労働大臣又は市長が必要と認めた場合、当該職員に行わせる立入検査に応じなければなりません。

4 届出の義務

届出事項に変更が生じた場合又は事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、該当する届出を 10 日以内に行ってください。

5 標示の義務

生活保護法施行規則第 13 条に基づき、指定介護機関出る旨の標示を、その業務を行う場合の見やすい箇所に提示しなければなりません。



第5 介護扶助制度の概要

1 介護扶助の給付（生活保護法第15条の2）

- (1) 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- (2) 福祉用具
- (3) 住宅改修
- (4) 施設介護
- (5) 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- (6) 介護予防福祉用具
- (7) 介護予防住宅改修
- (8) 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに相当する援助に基づき行うものに限る。）
- (9) 移送

2 介護扶助の対象者

(1) 介護扶助の対象者

被保護者等のうち、介護保険法に規定する要介護状態及び要支援状態にある者、介護予防・日常生活支援の事業対象者を対象としています。

40歳以上65歳未満の場合は、特定疾病により要介護状態又は要支援状態と認定された場合に介護扶助の対象となります。

(2) 介護保険給付との関係

①介護保険の被保険者の場合

介護保険第1号被保険者と第2号被保険者は、介護保険の給付を適用した後の自己負担分が介護扶助の対象となります。

②介護保険の被保険者以外の場合

被保護者等は国民健康保険が適用除外のため、他の医療保険に加入していない大多数の40歳以上65歳未満の被保護者等は、介護保険第2号被保険者となることができません。他法他施策で同様のケアを行えるサービス（障害福祉サービス等）を優先的に活用し、介護サービスの給付については、その全額が介護扶助の対象となります。

被保険者の区分			資格要件	介護扶助の対象者	給付割合
生保受給者	介護保険	第1号被保険者	65歳以上	要介護認定又は要支援認定された者、介護予防・日常生活支援の事業対象者	介護保険 ＋ 生活保護
		第2号被保険者	40歳以上65歳未満で医療保険加入者	特定疾病に起因し要介護認定又は要支援認定された者	
	被保険者以外の者		40歳以上65歳未満で医療保険未加入者		生活保護(10割) ※他法他施策優先

3 介護扶助の方法（生活保護法第 34 条の 2）

介護扶助の給付は、原則「現物給付」によって行います。居宅介護、介護予防及び施設介護の「現物給付」は、指定介護機関にサービスの提供を委託して行うことを原則としています。

介護扶助が決定した場合は、福祉事務所から指定介護機関に対して介護券を発行します。

指定介護機関は、介護給付費明細書に必要事項を転記し、国保連合会へ介護報酬を請求します。本人負担分は、国保連合会を通じて保険給付と合わせて支払われます。

ただし、「急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合」には、指定介護機関以外のサービス事業者から、介護サービスを受けることができます。

また、「現物給付」によることができないか、これによることを適当としないときは、「金銭給付」によることができます。「金銭給付」の場合、介護扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付されます。

留意点

- 1 指定介護機関は、市福祉事務所等の発行した介護券が到達してから、認定有効期間内であることを確認のうえ、介護給付費請求書により請求してください。
- 2 介護券の内容に誤りがあるときは、必ず市福祉事務所等に連絡して訂正を受けてください。介護券に記載された本人支払額は、被保護者から直接徴収してください。

第6 生活保護法関係法令告示

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

(平成12年4月19日 厚生省告示第214号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 7 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 8 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

指定介護機関介護担当規程

(平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号)

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 1 項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第 7 条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(通知)

第 8 条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。